

質問回答

2018年2月19日

「ミャンマー国ヤンゴン都市鉄道整備事業準備調査・詳細設計調査」

(公示日:2018年2月7日 / 公示番号:170905) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

| 通番号 | 当該頁項目 | 質問 | 回答 |
|-----|--|---|--|
| 1 | 頁番号:3 ページ 第2 調査の目的・内容に関する事項 <u>5. 実施方針及び留意事項</u> (1) 6 行目 「民間資金(BOT 方式を念頭に・・・公的資金(ODA)による) (2) 資金調達スキームの確定 | <ul style="list-style-type: none"> ■ この業務は、「経済・財務分析」の協力の下、「都市交通組織整備 1 / 法制度整備 / 資金計画」が担当することを想定されているでしょうか。 ■ 組織整備、法制度整備は、その専門性は異なっており、二人それぞれの担当を配置することは可能でしょうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・1 点目についてはご理解のとおりです。 ・法制度整備に精通している方に都市交通組織整備を担当いただくことを期待しておりますが、要員を分けてご提案いただくことも妨げません。 |
| 2 | 頁番号: 4 ページ 第2 調査の目的・内容に関する事項 <u>5. 実施方針及び留意事項</u> (4)本邦技術の活用 / 本邦招聘プログラムの計画 | <ul style="list-style-type: none"> ■ この業務について、予定されている業務従事者のうち、どの従事者が担当することを想定しているのでしょうか。 ■ 本業務遂行にあたり、国内での対応業務が発生することが想定されますが、その分の MM は業務量の目安に反映されているでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・総括と業務調整です。また、評価対象の2 名(都市交通組織整備 / 法制度整備 / 資金計画 と 都市空間計画・駅前開発 / 交通結節点整備計画)も補佐することを想定しております。 ・国内業務も MM に反映しております。 |
| 3 | 頁番号:4 ページ - 5 ページ 第2 調査の目的・内容に関する事項 <u>5. 実施方針及び留意事項</u> | <ul style="list-style-type: none"> ■ のその他は、例えばどういう条件を想定しているのでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・例えば、現在は想定していない追加的な条件を日本政府から課されることが想定されます。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | (5)調査活動のフェーズ分け | | |
| 4 | <p>頁番号:11 ページ-14 ページ</p> <p>第2 調査の目的・内容に関する事項</p> <p>6.業務の内容</p> <p>6.4 鉄道事業概略設計</p> <p>(2)事業実施計画の策定</p> <p>イ 建設期間中の交通管理計画及び安全管理計画の検討</p> | <p>■ この業務は、28 ページの「業務従事者の構成(案)」で示されている「10」公共交通網需要予測・道路交通影響調査」担当を想定していると理解しますが、異なる専門性が求められる業務事項にみうけられます。どの従事者が担当することを想定しているのでしょうか。</p> | <p>・公共交通網需要予測・道路交通影響調査の担当者には、主に6.2(1)に相当する業務を担っていただくことを想定しています。</p> <p>・「建設期間中の交通管理計画及び安全管理計画の検討」は、施工の実現性や安全管理の在り方についての計画策定が主な業務となりますので、土木(一部建築)の担当者が主に担う想定です(6.4(1)エにも一部関連を記載しておりますのでご参照願います)。</p> |
| 5 | <p>頁番号:17 ページ</p> <p>第2 調査の目的・内容に関する事項</p> <p>6.業務の内容</p> <p>6.7 広報・メディア対策</p> | <p>■ 「広報・メディア対策を一元的に扱う機能を調査団に設置すること」と記載があるが、広報の専門性を有する業務従事者が別 28 ページの「業務従事者の構成(案)」には記載されておらず、この部分の団員とそれにかかる MM を追加することは可能でしょうか。</p> <p>■ 「(1)広報・メディア対策機能」の文中に、業務の留意事項として「5.実施方針及び留意事項」「(5)広報・メディア対策」が参照となっていますが、該当する文章がありません。該当する文章のご教示をお願いします。</p> | <p>・本業務については現地再委託を可としており、基本的には広報に長けた外部リソースの活用を想定しております。</p> <p>・指示書の記載に一部不備がありました。広報・メディア対策の一般的な「5.実施方針及び留意事項」に、以下を示す予定でございました。</p> <p>(追記内容)</p> <p>「</p> <p>本事業はミャンマーで初の都市鉄道事業</p> |

| | | | |
|---|---|--|---|
| | | | <p>でもあり、メディアの関心も高まることが予想される。広報に際しては、政治的リスクや誤解などを避けるべく、適切な表現に細心の注意を払うとともに、一般大衆に伝わりやすい平易な表現を工夫すること(専門用語を避ける等)。加えて、線形、プロジェクトコスト、政府の内部情報等、取扱に注意が必要な情報の管理は徹底すること。</p> |
| 6 | <p>頁番号:23 ページ 第2 調査の目的・内容に関する事項 7. 成果品等 (3)インテリムレポート(IT/R1) ア.記載事項およびイ.提出時期</p> | <p>■ IT/R-1 の提出時期は 2018 年 8 月上旬であり、その内容には「ルート周辺の地質調査・支障物調査」が含まれております。一方、「ルート周辺の地質調査・支障物調査」は、9 ページの 6.3 をみると、「決定された路線に対し」実施することと指示されております。しかし、通常、「ルート周辺の地質調査・支障物調査」は再委託手続開始からはじめると 4 か月は必要となるため、IT/R-1 に間に合わせようとする契約後すぐに開始せねばならない作業であると考えます。この点、どのように考えればよいか、ご教示ください。</p> | <p>・ルート周辺の地質調査・支障物調査を 8 月上旬の IT/R1 の報告事項に含めているのは、5.(5)にて示したように、フェーズ 1 前半にて、事業の実現可能性を評価し、報告することを予定しているためであり、実現可能性の検討要素として、地質や支障物の情報が必要であるためです。</p> <p>・ご指摘のとおり、地質や支障物の調査は路線決定後を想定しておりますので、当該調査結果は IT/R2 以降の報告事項と読み替えていただくことも可とします。</p> <p>・ただし、ヤンゴン環状線の周囲の地質、支障物については先行事業の既存調査資料などからも情報が得られることから、同内容を最大限活用することで、IT/R1 にて事業の実現性評価の報告に極力支障がでないような調査計画等をご提案いた</p> |

| | | | |
|---|--------------------------------------|---|--|
| | | | できれば幸いです。 |
| 7 | 頁番号:30 ページ 第3 業務実施上の条件 4.現地再委託 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 10 ページ エ で「水理・水門調査」が言及され、必要ならプロポーザルで提案するよう求めています。30 ページには記載されていません。提案する場合は別見積ではなく、本見積に含めるということでしょうか。 ■ また、「交通量調査」と「Willingness to pay 調査」は、業務指示書 第2では何も記述がありません。業務指示書のはじめの6ページで別見積の指示がありますが、この二つの調査はプロポーザルで提案することを求めているのでしょうか。 | <p>・「水理・水文調査」は再委託を可としており、他と同様、別見積りとしていただくことで構いません。</p> <p>・6.2(1)交通需要予測・交通機関別需要分担予測を行うに際し、「交通量調査」「Willingness to Pay 調査」等、最適と思われる調査方法をプロポーザルにてご提案ください。仮に「交通量調査」「Willingness to Pay 調査」を提案される場合は再委託を可とし、他と同様、別見積りとしていただくことで構いません。</p> |
| 8 | その他 便宜供与について(事務所) | 本調査にあたり、相手国政府から事務所スペース、光熱・通信関連(電気、電話、インターネット回線等)の便宜供与についてご教示願います。 | ・現在、ミャンマー側と調整中ですが、他の JICA 準備調査と同等の便宜供与を確保する予定です。 |
| 9 | その他 便宜供与について(カウンターパート) | 本調査を担当するカウンターパートのメンバー構成、担当分野をご教示願います。なお、業務指示書で示される調査団の担当分野に対して、其々の専門分野のカウンターパート担当者が用意されているか否か、ご教示願います。 | <p>・現時点では未定です。</p> <p>・本調査の要請は運輸・通信省から外務省を通じて出されており、初期のカウンターパートは同運輸・通信省となる見込みですが、ヤンゴン地域政府の関与も不可欠です。</p> <p>・5.(1)に記載のとおり、事業実施主体及び関係機関間の役割分担を明確化す</p> |

| | | | |
|----|----------------------|---|--|
| | | | る必要があり、本調査を通じてミャンマー側と並行して協議していくことが必要になります。 |
| 10 | その他 便宜供与について(その他) | その他、相手国政府と取り交わしたような Undertaking 等がございましたらご教示願います。 | ・(質問8及び9への対応と併せて、)本調査開始前にミャンマー側と調整を図る予定です。 |

以上